

In transition

The latest on IFRS 17 implementation



No. INT2018-01
9 February, 2018

移行リソース・グループがIFRS第17号「保険契約」の適用上の課題について議論を行う

保険契約の移行リソース・グループが第1回目の会議を開催

目次	
要約.....	1
移行リソース・グループの背景.....	1
議論の要約.....	2
移行リソース・グループの議論の範囲.....	2
今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点.....	7
今後について.....	7

要約

2018年2月6日に保険契約に関する移行リソース・グループ(TRG)の第1回目の会議が開催され、保険契約に関する新しい会計基準である国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)に関連する適用上のいくつかの論点について議論を行った。議論された論点は、保険契約からの分離、保険契約および保有再保険契約の境界線、カバー単位の識別における給付の量、および保険獲得キャッシュ・フローの会計処理および表示についてである。

移行リソース・グループの背景

- IFRS第17号の公表に関連し、国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、ワーキンググループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の導入に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループは、財務諸表の作成者、監査人に加え、国際的な証券規制当局、保険監督当局および保険数理の団体を代表する3名のオブザーバーにより構成されている。
- 全体として、移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよび審議会への情報提供を行うため、公的な議論を促進することにある。会議において、メンバーは、論点についての見解を共有する。移行リソース・グループは、ガイダンスを公表する予定はない。IASBは、存在するのであれば、各論点についての対応を行うかを決定する。実行可能な対応としては、ウェビナー(ウェブ上のセミナー)およびケーススタディのような適用ガイダンスに対する支援の提供、もしくは、潜在的な文言の修正についての審議会への提出や解釈指針委員会への提出を含んでいる。
- 移行リソース・グループにおいて議論された論点についての追加的な背景については、IASBのウェブサイトを参照することにより入手可能である。

移行リソース・グループの議論の要約

議論の要約

4. 今回の会議では 7 つの論点が検討された。これらの論点の中には、ガイダンスの明確化をもたらしたものもあり、さらなる検討を必要としたものもある。

日付	TRG アジェンダ 参照番号	議題	予想される次のステップ
2018 年 2 月 6 日	1	単一の契約における保険構成要素の分離	移行リソース・グループからの追加的な対応は予定されていない
	2	年次において保険料を再設定する契約の境界線	移行リソース・グループからの追加的な対応は予定されていない
	3	保有再保険契約の境界線	移行リソース・グループからの追加的な対応は予定されていない
	4	当初に引受けた契約に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー	移行リソース・グループからの追加的な対応は予定されていない
	5	カバー単位の識別に関する給付の量の決定	移行リソース・グループは、投資構成要素を伴う契約に関するカバー単位を含め、2018 年 5 月にこの論点を含めさらに議論することに同意した
	6	移行時において公正価値アプローチを採用する場合の保険獲得キャッシュ・フロー	移行リソース・グループからの追加的な対応は予定されていない
	7	提出されたその他の質問についての報告	いくつかの論点は、今後の移行リソース・グループで議論されることが予想される

移行リソース・グループの議論の範囲

単一の保険契約における保険構成要素の分離

5. スタッフ・ペーパーは、2 つの関連する論点を取扱っている。論点は、IFRS 第 17 号は、保険契約をより小さい保険構成要素に分離することを許容しているかまたは強制しているか、および、保有再保険契約は、基礎となる契約を反映した構成要素に分離することが可能であるかまたは要求されるべきかについてである。

6. 移行リソース・グループのメンバーは、IFRS 第 17 号における最小の会計単位は契約であり、そして、法的形式としての単一の契約は、実質的にも単一の契約であると一般的に考えられるとの推定が存在するとしてスタッフ・ペーパーの考えに、概ね同意した。

7. しかし、同時に、移行リソース・グループのメンバーは、その他の IFRS 基準を適用する場合と同様に、IFRS 第 17 号を適用する場合にも、形式よりも実質を優先する原則が重要であるとも述べた。法的な形式が実質を反映しておらず、分離を必要とするような、一定の事実および状況が存在するかもしれない。しかし、実質を反映するために法的な契約を無視することは、会計方針の選択ではなく、すべての関連する事実および状況を注意深く考慮することを必要とする重要な判断である。

8. 通常は法的に束ねられている1つの契約がIFRS第17号における最小の会計単位である、とする推定を覆す可能性がある例としては、通常、別の契約として引受けられる取引が、顧客の利便性のために法律上の1つの契約に束ねられているものの、それぞれの異なる構成要素間に相互依存性がない場合である。実質的に別々の契約であるかを評価する際に考慮すべき要因には、共有された免責額や限度額、構成要素を別々に販売していない状況か、もしくは1つの構成要素の失効や終了が契約全体の終了をもたらす状況が含まれる。

PwCの所見

私共は、移行リソース・グループの会議において議論された原則によれば、保険契約または再保険契約からより小さい保険要素を分離することについて、法律上の契約が最小の会計単位であるとの推定を覆すためには、高いハードルがもたらされると予測している。しかし、会議において提供された例示と整合的である、相互依存性がなくかつ分離処理が適切であるとの実態を示している、限定的な状況が存在するかもしれない。

年次において保険料を再設定する契約の境界線

9. 取扱われた主要な論点は、IFRS第17号第34項(b)において、契約の境界線を決定する際に言及されている「リスクの再評価」は、保険リスクのみについて言及しているのか、または、失効リスクや財務リスクのようなその他の広いリスクも含んでいるのかという点である。この点について説明するために、スタッフ・ペーパーは、ポートフォリオ・レベルにおいて年次で保険料が再設定される仕組みを持つ保険契約の境界線がどのように決定されるかについて分析した。

10. 移行リソース・グループ会議においてIASBにより説明された主要なメッセージは、第34項(b)は、保険契約者のリスクに焦点を当てている第34項(a)の延長であるということである。第34項(b)の分析は、企業が、リスクを再評価する実務上の能力を有しているか、および、リスクの再評価が行われる日までのカバーに対する保険料が、再評価日後の期間に関連するリスクを考慮しているかについて検討することに関連している。1名のIASBの審議会のメンバーおよびスタッフは、「リスク」は、保険契約者のリスクであり、保険者にとってのすべてのリスクではない、と解釈すべきであると述べた。したがって、保険リスク(例えば、死亡リスク)は、保険契約者から企業にリスクが移転されるので、第34項(b)における「リスク」に関連する。失効リスクや経費リスクのようなその他のリスクは、保険者のリスクではあるが、保険契約者から移転されるリスクではないため、第34項(b)における「リスク」の評価には関連しない。

11. スタッフは、ペーパーで説明された2つの例は、特定の事実における結論を出すためというより、むしろ議論を促進するために提供されたことを強調した。第1の事例は、年次で更新可能な定期保険であり、保険料は、契約の開始時における引受において決定される個別の保険契約者の健康状態に関する特定の調整を除き、段階的な保険料テーブルを使用して決定されている。企業は、ポートフォリオ・レベルで年次において保険料を再設定する。第2の事例は、第1の事例に類似しているが、ユニットリンクの投資構成要素を伴う契約である。

12. スタッフは、ペーパーで説明された2つの例は、年次で保険料を再設定するため、1年の契約であるとの見解を述べた。移行リソース・グループのメンバーは、これらの例について異なる見解を有していた。何人かは、更新において再引受されない既存の保険契約者は、同じ年齢の新規の保険契約者以上の実質的な給付を得ていると考えた。しかし、スタッフが、この例においては、年次で保険料の再設定を行う際、一般的な死亡率表においてではなく、企業のポートフォリオの実績を反映させていることを明確にすると、何人かは見解を変更した。

PwCの所見

全体として、この「リスク」の概念を実務および提供された例に対してどのように適用するのかという質問があったが、移行リソース・グループのメンバーは、「リスク」が保険契約者のリスクを意味しているというスタッフの明確化について有用であると考えた。スタッフが会議の要約の草案を作成し、移行リソース・グループがさらなる議論もしくは明確化を必要とするかについて決定することが合意された。

保有再保険契約の境界線

13. このペーパーは、移行リソース・グループにおいて、保有再保険契約に関して提出された 2 つの論点を議論することを求めている。最初の論点は、IFRS 第 17 号第 34 項における契約の境界線についてのガイダンスが、保有再保険契約にどのように適用されるべきかである。第 2 の論点は、出再された再保険契約の将来キャッシュ・フローの見積りが、未だ引受けていないが、将来予想される元受契約に関連するキャッシュ・フローを含むべきかについてである。

14. 最初の論点に関しては、保有再保険契約の境界線は、契約の発行者の観点(すなわち、考慮すべきリスクについて保険料の再設定を行う再保険者の能力)から適用されるべきであるという点について、スタッフ・ペーパーの分析は適切であり、移行リソース・グループのメンバーは、概ね合意した。契約終了の条項がある場合、これは契約の境界線に影響を与えたとの見解が述べられた。

15. 第 2 の論点は、比例的なカバーを提供している再保険契約に関する、IFRS 第 17 号第 62 項の認識のガイダンスの解釈に関連している。第 62 項(a)は、比例再保険契約グループは、そのグループのカバー期間の開始時点、または基礎となる契約の当初認識時のいずれか遅い時点で認識することを定めている。

16. スタッフは、第 62 項を、比例的な保有再保険契約に含まれるキャッシュ・フローは、将来予想される基礎となる契約からのキャッシュ・フローを含むことを意味していると解釈している。これらの履行キャッシュ・フローの認識は、再保険契約が付保された、最初の基礎となる契約が引受けられた時点またはカバー期間が開始した時点の、いずれか遅い時点で発生する。スタッフは、この条項は、早期の認識をもたらす契約書がサインされた時点ではなく、むしろカバーが開始した時点によって契約が認識されるという、発行された保険契約の認識に関して提供されたコンセッション (concession) に類似した取扱いを意図したものであると述べた。

17. 数名の移行リソース・グループのメンバーは、この取扱いに反対した。なぜなら、発行した保険契約の測定と、同じ契約をカバーする、保有再保険契約の測定との間に、会計上のミスマッチが結果としてもたらされるからである。彼らは、出再した保有再保険契約の認識は、各々の基礎となる契約の引受時において生じるべきであると考えている。

18. IASB のスタッフと 3 名の審議会のメンバーは、基準の主要な原則が再保険契約の境界線内にある予想将来キャッシュ・フローを測定することにあることを理由に、基準の目的は、対応の原則にあるのではないことを強調した。比例再保険契約に関して、基礎となる契約の契約上の条件が未だ合意されていなくても、再保険者は、再保険契約の境界線内において引受けられるであろうビジネスを受け入れる義務を有しており、保険者は、このカバーに対する現在の権利を保有している。要約すると、スタッフは、移行リソース・グループのメンバーは、基準が、いまだ引受けていない基礎となる保険契約に関するキャッシュ・フローの認識を要求していることには同意したが、彼らはその取扱いを好んでいないと述べた。

PwC の所見

IASB のスタッフは、出再保険契約の履行キャッシュ・フローの認識が、各々の基礎となる契約の開始時点ではなく、最初の基礎となる契約のカバー期間の開始時点で生じることにより、貸借対照表上、大きな「ミスマッチ」が生じることは予想されていないと述べた。これは、すべての保険契約資産と保険契約負債が、契約サービス・マージンと純額で表示されているためである。それにもかかわらず、この条項は、いまだ引受けていないビジネスに関する履行キャッシュ・フローおよび契約サービス・マージンの計算を要求し、移行リソース・グループのメンバーは、この要求事項に準拠するために重大な労力を必要とするであろうとの見解を述べた。

当初に引受けた契約に支払われる保険獲得キャッシュ・フロー

19. 取扱われた論点は、企業が契約の境界線の外側で更新が生じることを予想し、予想を反映して、当該契約の保険料率および手数料率が設定されている場合に、1年間の保険契約に関して代理店に支払われる多額の返済されない手数料のすべてが、会計上、最初の契約に配分されるべきであるかどうかという点である。提供された事実によれば、多額の手数料のすべてが最初の1年間の契約に起因することは、不利な契約となる結果をもたらすであろう。

20. 多くの移行リソース・グループのメンバーは、ガイダンスの文言どおりの解釈によれば、多額の返済されない手数料は、当初に引受けた契約が含まれる契約グループの測定に含まれることが求められるとするスタッフの見解に同意した。しかし、多くの移行リソース・グループのメンバーは、これは、取引の経済実態を反映していないとの見解を述べた。なぜなら、契約の更新に関する予想を反映したうえで、手数料が支払われ、保険料が設定されているためである。数名の移行リソース・グループのメンバーは、さらに、この取扱いは、IFRS第15号における取扱いと不整合であるとの見解も述べた。

21. 議論の過程で、契約に固有ではなくより高いレベルで発生するその他の直接起因する獲得費用の資産化について、別の質問が提起され、なぜ、ガイダンスは、「発行した契約」に関してのみ資産計上を許容しているのかというものである。スタッフは、IFRS第17号第27項において、「発行した」保険契約グループに関連する保険獲得キャッシュ・フローに関する資産および負債を認識すべきことについて言及しているのは、発行した契約と「保有している」契約（すなわち、再保険契約）とを区別することを意味していることを明確化した。これは、未だ発行されていない契約に関連して発生した契約獲得費用が、資産化されないことを意味するものではない。

22. 数名の移行リソース・グループのメンバーは、契約に固有でないその他の費用が資産計上され、現在の契約だけでなく将来の契約にも配分可能であれば、契約について手数料を資産計上して現在と将来の両方の契約への配分を許容していないことと整合的ではないと述べた。スタッフは、この点は、より広く起因する契約獲得費用（現在および将来の期間）と手数料キャッシュ・フロー（当初の契約期間のみ）との間の帰属期間に関する適切な差異であると主張した。なぜなら、手数料キャッシュ・フローは無条件に支払われ、個別の契約単位で認識可能であり、それゆえ、将来の契約に起因させることができないからであると説明している。

PwCの所見

会議において、現在の多くの手数料の取決めは、契約が更新されなかった場合に手数料の一部を払い戻すことを代理店に要求する「払戻し」条項を含まないことが説明された。結果として、保険獲得キャッシュ・フローが、経済的な観点からは将来の更新を考慮していたとしても、こうした手数料の取決めは、払戻し条項を含む手数料とは異なる取扱いを受けることになるでしょう。

カバー単位の識別に関する給付の量の決定

23. このアジェンダ・ペーパーは、契約サービス・マージンの認識の基礎となる、IFRS第17号B119項(a)における「給付の量」の定義について取扱っている。スタッフ・ペーパーは、保険カバーから生じる給付の量の決定に含まれる2つの要因を識別した。それは、(1)保険事象が発生する可能性（契約の予想存続期間に影響を与える範囲で）、および(2)の期間をとおしたカバーの水準の変動性である。スタッフの分析は、予想される請求金額は、カバー単位に影響を与えないと述べている。スタッフ・ペーパーは、4つの例（信用生命保険、損害保険アドバンス・ディベロップメント・カバー、5年間の保証契約および払戻年金）を含んでおり、これらの要因を4つの契約に適用した。将来の会議において、スタッフは、投資要素を含む追加的な例を提供するであろう。

24. 議論の後に、移行リソース・グループのメンバーとIASBが今回の会議におけるコメントを反映し、スタッフが次の5月の会議にペーパーを再提出することが決定された。これは、スタッフが提案した原則の草案、および給付の量を決定する方法について提供された例について、見解に多様性が存在したためである。加えて、数名の移行リソース・グループのメンバーは、複数のタイプの種類カバーを提供する契約（例えば、アジェンダ・ペーパー1において、保険構成要素が分離されない契約）、（年金のように）契約の一部に

においてのみ保険カバーが有効となる契約、および投資要素を伴う契約（例えば、解約返戻金の金額に応じて正味危険保険金額が変動する終身保険）のような、ペーパーに記載された原則をより複雑な契約に適用することは課題が多いと述べた。移行リソース・グループのメンバーは、原則への対応および実務における潜在的な適用方法を含め、ペーパーに対するコメントをスタッフに提出するよう求められた。

25. 移行リソース・グループのメンバーは、多くのコメントを残した。コメントでは、「給付の量」は「カバーの水準」と同義ではない、契約上で定められた限度額を給付の量として使用することは適切ではない状況がある、個々の契約ではなく契約グループがどのように評価されるのか、また、確率加重が契約の予想存続期間の見積りにどのように適用されるのか不明確である、などが述べられた。数名の移行リソース・グループのメンバーは、アドバース・ディベロップメント・カバーにおいて、カバー期間の早い時期に大部分の保険金が支払われる場合、特定の限度額がないことにより、契約サービス・マージンの予想期間にわたる定額償却は、提供される給付のタイミングを反映したものにはならないであろうと述べた。

PwC の所見

この論点が、重要かつ広範な論点であり、今後の移行リソース・グループでの議論を必要とすることは明らかである。スタッフにより提案された要因は、さらなる検討を必要とするでしょう。

移行時において公正価値アプローチを採用する場合の保険獲得キャッシュ・フロー

26. 公正価値による移行アプローチの適用にあたり、このペーパーは、移行日以前に発生した保険獲得キャッシュ・フローが、移行日後の報告期間における純損益計算書の収益および費用として計上されるべきかという論点を取扱っている。

27. 移行リソース・グループは、移行時に公正価値アプローチを採用する場合、契約サービス・マージンの測定に含まれる保険獲得キャッシュ・フローの金額は、履行キャッシュ・フローの測定に含まれる移行日以後に発生する金額のみであるとする、スタッフの見解に同意した。企業は、移行日以前に発生する保険獲得キャッシュ・フローを契約サービス・マージンの測定に含めることは要求されておらず、また容認もされない。移行日以前に発生する保険獲得キャッシュ・フローは、移行日の契約サービス・マージンの測定に含まれないため、保険収益および保険サービス費用に含めて表示されることはない。

提出されたその他の質問についての報告

28. 合計 27 項目が、2 月の移行リソース・グループの会議のために提出され、そのうち 6 項目については、上述のとおり、詳細な議論が行われた。アジェンダ・ペーパー7 が、その他の提出された論点 (Submission) の状況を要約しており、スタッフの見解によれば、(a) IFRS 第 17 号の文言を適用することのみにより回答することが可能なもの (6 項目)、(b) 提出の要件を充足していないもの (4 項目)、もしくは (c) 移行リソース・グループにおける議論以外のプロセスをとおして検討されているもの (2 項目) に分類されている。さらに、残りの項目は、十分な記述がされていない、もしくは、今回の会議に間に合わない時点で提出された論点であり、このうちのいくつかについては、今後において議論されるかもしれない。

29. 数名の移行リソース・グループのメンバーにより、アジェンダ・ペーパー7 のいくつかの項目について質問がされた後に、移行リソース・グループの議長は、受取保険料、および財政状態計算書において保険契約グループをどのように表示するかを含む、提出の要件を充足していないまたは基準における文言を適用してスタッフにより回答されている項目について、今後の移行リソース・グループにおいて、検討されるであろうと述べた。

PwC の所見

移行リソース・グループの議長は、IFRS 第 17 号の導入は、企業にとって課題が多く、システムおよびプロセスに対するかなりの投資を必要とするとの認識を示した。彼は、審議会は、このような実務的な課題の解決について基準の設定において検討しており、移行リソース・グループの主要な役割は、有用な導入におけるサポートを提供することであり、審議会により既に審議または決定された事項について再検討することではないと述べた。

今後の移行リソース・グループにおいて議論される論点

30. 移行リソース・グループによる検討が必要となる、いくつかのその他の論点が存在する。これらは、3月21日までに受領したその他の論点とともに、2018年5月に開催される次回の移行リソース・グループの会議において検討されるでしょう。

今後について

31. IASB は移行リソース・グループの会議についての報告書を作成し、会議の日より2週間以内に公表されることが予定されている。

32. 1名の審議会のメンバーは、IFRS第9号の移行リソース・グループにおける過去の経験から、次回の会議については、移行リソース・グループのメンバーは、(例とともに)どのように基準の文言を解釈しているのかを説明することが有用であると述べた。解釈に対する例の追加は、導入プロジェクトを行っている業界のオブザーバーに役立つであろう。

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting](#) (日本語訳は [こちら](#))
- [Using Solvency II to implement IFRS 17](#) (原文英語のみ)
- [IFRS 17 – Redefining insurance accounting](#) (原文英語のみ)